

掛川市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 24 日掛川市条例第 2 号

（目的）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、掛川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

（会長の職務代理）

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。